

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ NPO法人の介護サービス

Q : NPO法人が行う介護サービスについては、法人税が課税されるのでしょうか。

A : 収益事業に該当し、法人税が課税されることとなります。

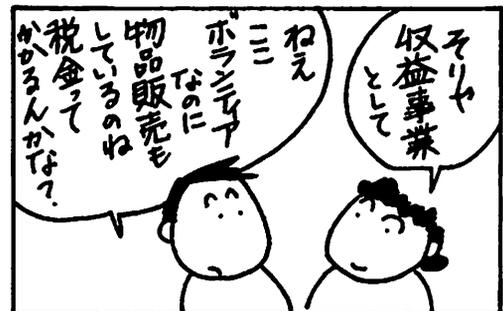
【解説】

ボランティア活動などの社会貢献活動を促進するため、特定非営利活動促進法（NPO法）が平成10年12月から施行されています。

NPO（Non Profit Organization）とは、営利を目的としない民間の団体のことですが、その社会的な意義から、寄附金控除などの税制の優遇措置を設けるべきとの強い要望があります。また、NPO法人が行う介護サービス事業が法人税法上非課税とされるかどうか注目を集めていました。

国税庁ではこのほど、厚生省からの照会に対し、「NPOを含め、公益法人に該当する法人が行う介護サービス事業は収益事業に該当する」との回答を行っています。

NPOは法人税法上、公益法人等に該当しますが、国税庁は、公益法人等が行う介護サービス事業について、①福祉用具貸与は物品貸付業、②特定福祉用具販売は物品販売業、③住宅改修は請負業、④①～③以外の介護サービス事業は医療保険業、に該当するとの判断を示し、NPOを含め公益法人等が行う介護サービス事業は、収益事業に該当するとの結論を出しています。したがって、NPOや各公益法人の介護サービス事業による収益は、法人税の課税対象となります。



KIMIYO-I